

審査の申し出をされる方へ

〈令和5年5月〉

1 審査申出書の提出期限

審査の申出期間は、「納税通知書の交付を受けた日後3月まで」とされています。令和5年度は、納税通知書を5月1日付で発送しており、郵送に要する期間を2週間と想定し、5月17日（水）を納税通知書の到達日と設定しました。

従って、5月17日（水）の翌日の18日（木）を起算日とし、3月後にあたる8月17日（木）を審査申出書の提出期限とします。

なお、郵送による提出の場合も、8月17日（木）の消印有効となります。

2 審査申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された「価格」のみです。固定資産評価審査委員会は、評価庁の行った評価が地方税法の規定及び固定資産評価基準（以下「法及び評価基準」という。）に基づいて、適正に評価されているかどうかについて審査します。なお、法及び評価基準は、固定資産評価審査委員会の審査の対象外とされています。

3 審査申出書の記入にあたっての注意事項

（ア） 申し出の趣旨

「評価額を〇〇〇〇円から〇〇〇〇円に変更することを求める」など、具体的に記入してください。

（イ） 申し出の理由

評価庁の価格の決定は、法令及び評価基準に基づいて行われるため、最初に評価庁が評価にあたって根拠とした法令及び評価基準を確認してください。

その上で、「評価庁の法令及び評価基準が適正に適用されていない点を具体的に指摘し、法令及び評価基準に基づき適正な評価をすると、申し出の趣旨の変更後の価格は〇〇〇〇円になる」というように、審査申出人がいかなる理由に基づ

いて、何を主張したいのか、争点が明確になるよう具体的に記入してください。

単に、「評価が高いから」という趣旨は不相当とされており、このような申出理由の場合は、形式審査（申出書を受取り、審査するかどうかを決定する審査）の際に、申出理由の補正（書き直し）をお願いする場合があります。

4 書面審理

「不服の審理は書面による」とされており、原則は書面審理となります。

審査の際は、評価庁からの「弁明書」と、審査申出人からの「反論書」のやり取りを繰り返すことにより、固定資産評価審査委員会が審理を進めます。

【事務担当】

海老名市固定資産評価審査委員会事務局
（海老名市財務部市民税課諸税係）
電話 046-235-8593（直通）